

6 廃棄物等

6.1 一般廃棄物

(1) 現況調査

計画地は、既存の堤根処理センターとなっており現在も、発生する廃棄物の種類に応じて適切な処理を行っている。

なお、ごみ焼却処理施設の稼働中は、一般廃棄物として焼却に伴う焼却灰及び焼却飛灰の発生があったが、これらは薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち搬出を行い、浮島埋立事業所にて適正に処分を行っている。

平成29年度～令和3年度のごみ焼却量及び焼却灰及び焼却飛灰の発生量は、表9.6.1-1に示すとおりである。ごみ焼却量、焼却灰及び焼却飛灰の発生量ともに、概ね横ばいである。

表9.6.1-1 堤根処理センターのごみ焼却量及び焼却灰発生量（平成29年度～令和3年度）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ焼却量（t/年）	63,956	64,500	71,766	71,999	65,727
焼却灰及び焼却飛灰（t/年）	8,688	8,876	9,409	9,272	8,961

出典：「川崎市提供データ」（川崎市）

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

予測項目は、施設の稼働に伴う一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法とした。予測地域は、計画地とし、予測時期は、供用時において、計画施設の稼働が定常となる時期とした。

施設の稼働に伴う一般廃棄物の発生量は、表9.6.1-2に示すとおりである。

ごみ焼却処理施設については、一般廃棄物として焼却に伴う焼却灰及び焼却飛灰があり、最大処理能力500 t/日の場合において、焼却灰と焼却飛灰を合わせて15,500 t/年が発生すると予測する。これらについては、浮島埋立事業所にて埋立処分を行う。なお、焼却飛灰に含まれる重金属類は、薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち搬出を行う。その他、排水処理設備から発生する汚泥については、自己処理（焼却）する計画である。

表9.6.1-2 施設の稼働に伴う一般廃棄物の発生量

種類		発生量 (t/年)	主な処理方法
一般 廃棄物	焼却灰	11,300	埋立処分
	焼却飛灰	4,200	薬剤処理ののち、埋立処分
合計		15,500	—

イ 環境保全のための措置

本事業の実施に際しては、一般廃棄物の発生量の低減と適正処理の観点から、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別回収の徹底、ごみの減量化や資源化に努めることで、ごみ焼却量を抑制し、発生する焼却灰及び焼却飛灰の減量に配慮する。
- ・プラスチック資源循環施策等の廃棄物減量施策により、ごみ排出量の減量化を図る。
- ・焼却灰については、最終処分基準を設定し、焼却飛灰は、薬剤固化等により重金属類の溶出防止処理を行ったのち搬出を行う。

ウ 評 価

施設の稼働に伴う一般廃棄物としては焼却に伴う焼却灰及び焼却飛灰があり、最大処理能力500 t /日の場合において、焼却灰と焼却飛灰を合わせて15,500 t /年が発生すると予測する。これらについては、浮島埋立事業所にて埋立処分を行う。なお、焼却飛灰に含まれる重金属類は、薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち搬出を行う。その他、排水処理設備から発生する汚泥については、自己処理（焼却）する計画である。

さらに、本事業では、川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別回収の徹底、ごみの減量化や資源化に努めることで、ごみ焼却量を抑制し、発生する焼却灰の減量に配慮するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

6.2 産業廃棄物

(1) 現況調査

計画地は、既存の堤根処理センターとなっている。現在もごみ処理施設が稼働しているが、施設内の設備等から発生する産業廃棄物の発生は少量であり、定期メンテナンス時に廃油等が発生する程度である。

また、計画地は現在、既存の堤根処理センターとなっており、既存施設の解体撤去工事及び植栽樹木の伐採にあたって産業廃棄物が発生する。

撤去建築物については、表 9.6.2-1 に示すとおりである。

表9.6.2-1 撤去建築物の概要

施設名 区分	ごみ焼却処理施設
竣工年月	昭和54年3月
処理能力	600 t /24時間
処理方式等	ストーカ式
敷地面積	約26,000 m ²
建築面積	約 5,400 m ²
延床面積	約16,620 m ²

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

予測項目は、既存建築物等の撤去及び建設工事に伴う産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法とした。予測地域は、計画地とし、予測時期は、工事期間全体とした。

建設工事に係る産業廃棄物の発生量の予測結果は、表9.6.2-2に示すとおりである。既存施設の解体撤去工事に伴い28,620 t、計画施設の建設工事に伴い1,252 t、合計29,872 tの廃棄物が発生するものと予測する。このうち、29,239 tは資源化を行う計画であり、資源化率は97.9%と予測する。

また、既存施設の解体撤去工事にあたっては、既存のごみ焼却処理施設の解体撤去工事は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」等の関係法令に基づき、必要な措置を講じるとともに、発生した廃棄物については、「廃棄物処理法」等の関係法令に基づき埋立処分を行うなど、適正に処分する計画である。

なお、建物の解体撤去工事にあたっては、事前調査の結果、一部の建材にアスベストが含有されていることを確認していることから、「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」、「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」、「石綿障害予防規則」等の関係法令等に基づき、使用実態の調査を行ったうえで、必要な措置を講じ除去作業を実施するとともに、発生した廃棄物については、「廃棄物処理法」等の関係法令に基づき埋立処分を行うなど、適正に処分する計画である。

表9.6.2-2 建設工事に係る産業廃棄物の発生量

種類		発生量			主な処理方法				
		既存施設の解体	計画施設の建設	合計		資源化量	処分量	資源化率	
がれき類	コンクリートがら	17,320t	424t	17,744t	産業廃棄物処理業者に委託処理	特定建設資材として資源化を図り、一部安定型処分場に埋立	17,567t	177t	99.0%
	アスファルト・コンクリートがら	1,635t	58t	1,693t		中間処理施設に搬出、資源化を図り、一部安定型処分場に埋立	1,674t	19t	98.9%
	小計	18,955t	482t	19,437t		—	19,241t	196t	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1,513t	79t	1,592t		中間処理施設に搬出、資源化を図り、一部安定型処分場に埋立	1,352t	240t	84.9%
	廃石膏ボード	95t	126t	221t		中間処理施設に搬出、資源化を図り、一部管理型処分場に埋立	212t	9t	96.0%
	小計	1,608t	205t	1,813t		—	1,564t	249t	—
廃プラスチック類		61t	95t	156t		中間処理施設に搬出、資源化を図り、一部安定型処分場に埋立	94t	62t	60.0%
金属くず		7,364t	81t	7,445t		再資源化	7,445t	0t	100.0%
木くず	木くず	354t	142t	496t		特定建設資材として再資源化	496t	0t	100.0%
	伐採・除根量	115t	—	115t		再資源化	115t	0t	100.0%
	小計	469t	142t	611t		—	611t	0t	—
紙くず		—	49t	49t		再資源化	49t	0t	100.0%
混合廃棄物		163t	198t	361t		中間処理施設に搬出、資源化を図り、一部安定型処分場に埋立	235t	126t	65.0%
合計		28,620t	1,252t	29,872t		—	29,239t	633t	(97.9%)
建設汚泥		—	12,954m ³	12,954m ³		乾燥固化、改良土・再生土等	12,954m ³	0m ³	100.0%

注1) 廃棄物の種類に応じた資源化率は、メーカーヒアリング結果より設定した。

注2) アスベストについて、既存施設での含有建材の使用が確認されており、現時点で発生量の予測は困難だが、解体撤去工事にあたっては、発生した廃棄物について関係法令に基づき適切に処理を行う。

注3) 焼却炉等の設備機器の解体に伴って発生する廃棄物はダイオキシン類や重金属等が付着している可能性があり、現時点で発生量の予測は困難だが、解体撤去工事にあたっては、発生した廃棄物について関係法令に基づき適切に処理を行う。

注4) 上記のほか、杭工事に伴い建設汚泥が発生する場合がある。この場合においても、法令等に基づき適正に処分を行う。

イ 環境保全のための措置

本事業の実施に際しては、産業廃棄物の発生量の低減、資源化の推進と適正処理の観点から、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材等、可能な限り再使用型資材を使用することにより、廃棄物の発生量を低減する。
- ・発生する建設廃棄物は、作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理に適した業者に委託することにより極力資源化を行う。
- ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を行う。

ウ 評価

建設工事に係る産業廃棄物の発生量の予測結果は、既存施設の解体撤去工事に伴い28,620 t、計画施設の建設工事に伴い1,252 t、合計29,872 tの廃棄物が発生するものと予測する。このうち、29,239 tは資源化を行う計画であり、資源化率は97.9%と予測する。また、ダイオキシン類やアスベストについては、必要な措置を講じたうえで除去作業を実施するとともに、発生した廃棄物については、「廃棄物処理法」等の関係法令に基づき埋立処分を行うなど、適正に処分する計画である。

さらに、工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材等、可能な限り再使用型資材を使用するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

6.3 建設発生土

(1) 現況調査

計画地は既存の堤根処理センターとなっており、現在、建設発生土の発生及び搬出はない。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

予測項目は、建設工事に伴う建設発生土の量及び処理・処分方法とした。予測地域は、計画地内とし、予測時期は、工事期間全体とした。

建設工事に係る建設発生土の量は、表9.6.3-1に示すとおり、約151,910m³と予測する。

建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量である約151,910m³を計画地外に搬出する。建設発生土の処分については「川崎市建設副産物取扱要綱」等に基づき、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。

表9.6.3-1 工事中に発生する建設発生土の量（ほぐし土量）

種類	土量
発生量	約 151,910m ³
搬出量	約 151,910m ³

イ 環境保全のための措置

生活環境の保全の観点から、次のような措置を講じる計画である。

- ・建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用する。
- ・建設発生土は、可能なものは市が発注する他の工事現場の埋戻土等として再利用する。
- ・工事にあたっては、粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて散水やシート掛け等を行う。

ウ 評価

建設工事に係る建設発生土の量は、約151,910m³と予測する。

建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量である約151,910m³を計画地外に搬出する。建設発生土の処分については「川崎市建設副産物取扱要綱」等に基づき、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。

さらに、建設発生土は、可能なものは市が発注する他の工事現場の埋戻土等として再利用するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

7 緑

7.1 緑の質

(1) 現況調査

ア 現存植生状況及び生育状況

計画地は、大部分が建築物、構内道路といった人工構造物（約88.5%）であり、植栽地は建築物の周辺や敷地境界付近にみられる。

指数判定基準は、表9.7.1-1に示すとおりである。また、樹木活力度の調査結果は表9.7.1-2(1)、(2)に示すとおりである。平均活力度指数は活力度「A」が57種、「B」が5種、「C」が2種で、大部分の樹種が生育良好または普通と判断された。

表9.7.1-1 樹木活力度調査の指数判定基準

評価	A	B	C	D
指数	1.00～1.75	1.76～2.50	2.51～3.25	3.26～4.00
状態	1. 良好、正常なもの	2. 普通、正常に近いもの	3. 悪化のかなり進んだもの	4. 顕著に悪化しているもの

出典：「造園施工管理－技術編－」（平成17年（一社）日本公園緑地協会 公園緑地研究委員会造園施工管理委員会）

表9.7.1-2(1) 計画地内（堤根敷地）の生育木の樹木活力度調査結果

No.	区分		種名	本数	平均活力度	判定
1	常緑	高木	イヌマキ	1	1.33	A
2			カイヅカイブキ	4	2.11	B
3			キョウチクトウ	1	1.00	A
4			キンモクセイ	2	1.06	A
5			クスノキ	6	1.26	A
6			サザンカ	4	1.00	A
7			サンゴジュ	14	1.14	A
8			スダジイ	1	1.00	A
9			ツバキ	6	1.17	A
10			トウネズミモチ	10	1.07	A
11			ヒマラヤスギ	3	1.00	A
12			ビワ	3	1.67	A
13			マテバシイ	54	1.84	A
14			ミカンSP	2	1.67	A
15			モッコク	1	1.00	A
16		中木	アオキ	1	1.00	A
17			イチイ	1	1.00	A
18			オオムラサキツツジ	1	1.11	A
19			カイヅカイブキ	3	1.04	A
20			サザンカ	8	1.15	A
21			サンゴジュ	3	1.33	A
22			トウネズミモチ	9	1.00	A
23			ヒメコマツ	1	1.44	A
24			マテバシイ	12	3.20	C
25			低木	アセビ	2	1.00
26		イヌツゲ		4	1.11	A
27		オオムラサキツツジ		46	1.64	A
28		クチナシ		3	2.00	B
29		サザンカ		41	1.29	A
30		サツキ		61	1.07	A
31		トベラ		1	1.00	A
32		ハイビヤクシン		25	1.00	A
33	落葉	高木	ウメ	1	1.00	A
34			エノキ	5	1.51	A
35			カキノキ	2	1.11	A
36			ケヤキ	8	1.67	A
37			サクラSP	1	1.00	A
38			ザクロ	2	1.06	A
39			ソメイヨシノ	10	1.10	A
40			ハナミズキ	1	1.11	A
41			ヤマグワ	9	1.11	A
42			アメリカフヨウ	3	1.11	A
43			カエデ	1	1.00	A
44			ドウダンツツジ	3	1.00	A
45			ヤマグワ	1	3.00	C
46			アジサイ	16	1.56	A
47			ウメ	1	1.00	A

注) 高木、中木、低木は「川崎市緑化指針」(令和4年2月 川崎市)に基づく以下の形状寸法により区分した。
 高木：樹高3.0m以上、目通周0.18m以上、葉張0.8m以上 中木：樹高1.5m以上3.0m未満、葉張0.3m以上
 低木：樹高0.3m以上1.5m未満、葉張0.3m以上

表9.7.1-2(2) 計画地内（柳町敷地）の生育木の樹木活力度調査結果

No.	区分		種名	本数	平均活力度	判定
1	常緑	高木	クスノキ	1	1.22	A
2			サワラ	1	1.11	A
3			シマトネリコ	1	1.00	A
4			シュロ	1	1.00	A
5			トウネズミモチ	1	1.00	A
6			ネズミモチ	1	1.00	A
7			ヒマラヤスギ	1	1.00	A
8			マテバシイ	5	1.93	B
9			ユッカ	1	1.00	A
10		中木	カナメモチ	221	1.76	B
11			クスノキ	1	1.33	A
12			トウネズミモチ	2	1.06	A
13	落葉	高木	エノキ	1	1.44	A
14			サクラ	1	1.22	A
15			ソメイヨシノ	1	1.00	A
16		中木	アメリカフヨウ	1	1.00	A
17			カキノキ	1	1.78	B

注) 高木、中木、低木は「川崎市緑化指針」(令和4年2月 川崎市)に基づく以下の形状寸法により区分した。
 高木：樹高3.0m以上、目通周0.18m以上、葉張0.8m以上 中木：樹高1.5m以上3.0m未満、葉張0.3m以上
 低木：樹高0.3m以上1.5m未満、葉張0.3m以上

イ 周辺地域の生育木

調査地点は、計画地周辺に存在する余熱利用市民施設（ヨネッティ一堤根：現在再整備中）を含む周辺地域とした。

周辺地域の生育木の調査結果は、表9.7.1-3(1)、(2)に示すとおりである。

本事業の植栽予定樹種を対象に調査を行った樹木は、62種869本であり、各調査地点の平均活力度指数は、活力度「A」が82種、「B」が5種、「C」が1種で、大部分の樹種が生育良好または普通と判断された。

表9.7.1-3(1) 計画地周辺地域の生育木の樹木活力度調査結果

No.	区分		種名	平均活力度	判定	調査地点別の本数 ^{注1)}					合計本数
						①	②	③	④	⑤	
1	常緑	高木	カナメモチ	1.00	A		4				4
2			キンカン	1.00	A	1					1
3			キンモクセイ	1.02	A	9		1		8	18
4			クスノキ	1.03	A	7	1		1	7	16
5			コノテガシワ	1.28	A		2				2
6			サザンカ	1.00	A	1					1
7			サンゴジュ	1.38	B			2	1	2	5
8			スダジイ	1.00	A				1		1
9			タイサンボク	1.00	A	1					1
10			トウネズミモチ	1.00	A	4	1	3	2		10
11			マテバシイ	1.22	A	13	5	3	19	5	45
12			モッコク	1.00	A	5		1			6
13			ヤマモモ	1.03	A	23				7	30
14			ユズ	1.00	A			2			2
15	中木	アベリア	1.00	A	1					1	
16		ウバメガシ	1.00	A	4					4	
17		オオムラサキツツジ	1.00	A		11	1		3	15	
18		カナメモチ	1.10	A		2	10			12	
19		キョウチクトウ	1.00	A					1	1	
20		キンモクセイ	1.11	A	1	1	1		1	4	
21		クチナシ	1.29	A	5					5	
22		コノテガシワ	1.00	A		3				3	
23		サザンカ	1.02	A	65	2	2			69	
24		サンゴジュ	3.00	C			1			1	
25		シャリンバイ	1.04	A	4	1		1	10	16	
26		タイワンレンギョウ	1.00	A		1				1	
27		ツバキ	1.33	A		1	2			3	
28		トウネズミモチ	1.06	A		1	3			4	
29		トベラ	1.00	A					1	1	
30		ナンテン	1.00	A	1		23	1		25	
31		ハクチョウゲ	1.00	A		1				1	
32		マテバシイ	1.47	A	3				1	4	
33		モッコク	1.00	A			1			1	
34		ユズ	1.00	A			1			1	
35		低木	アオキ	1.00	A			1			1
36	アベリア		1.00	A	5			11		16	
37	イヌツゲ		1.00	A	11					11	
38	オオムラサキツツジ		1.01	A	74	4	44			122	
39	クチナシ		1.28	A	4					4	
40	コクチナシ		1.29	A				49	3	52	
41	サザンカ		1.22	A	47					47	
42	サツキ		1.00	A	95	1				96	
43	シャリンバイ		1.06	A	30					30	
44	ハイビヤクシン		1.00	A	3					3	
45	ハクチョウゲ		2.00	B	1					1	
46	ヤツデ		1.44	A		2				2	

注1) 高木、中木、低木は「川崎市緑化指針」(令和4年2月 川崎市)に基づく以下の形状寸法により区分した。
 高木：樹高3.0m以上、目通周0.18m以上、葉張0.8m以上 中木：樹高1.5m以上3.0m未満、葉張0.3m以上
 低木：樹高0.3m以上1.5m未満、葉張0.3m以上

注2) ①ヨネッティ一堤根、②元宮二丁目公園、③尻手公園、④上並木公園、⑤日進町中央公園

表9.7.1-3(2) 計画地周辺地域の生育木の樹木活力度調査結果

No.	区分		種名	平均活力度	判定	調査地点別の本数 ^{注1)}					合計 本数	
						①	②	③	④	⑤		
47	落葉	高木	アオギリ	1.11	A				3	1	4	
48			アカメガシワ	1.00	A			3			3	
49			アキニレ	1.00	A				1		1	
50			イチョウ	1.00	A				1	2	3	
51			ウメ	1.28	A	4	1	1			6	
52			エノキ	1.00	A		1	2			3	
53			カキノキ	1.11	A				1		1	
54			クリ	1.00	A		1				1	
55			ケヤキ	1.07	A	10	4	2	4	7	27	
56			コナラ	1.00	A					3	3	
57			コブシ	1.15	A				2	1	3	
58			サクラ SP	1.00	A					1	1	
59			ザクロ	1.00	A	1		1			2	
60			サルスベリ	1.05	A	7					7	
61			シダレザクラ	1.48	A		3				3	
62			ソメイヨシノ	1.14	A	3	10	3	7	2	25	
63			トウカエデ	1.01	A		8				8	
64			ナンキンハゼ	1.00	A				5		5	
65			ハナミズキ	1.17	A		3	1			4	
66			ヒメリンゴ	2.00	B	1					1	
67			フジ	1.00	A	1		1		4	6	
68			ムクゲ	1.89	B					1	1	
69			モクレン	1.00	A		2				2	
70			ヤマグワ	1.00	A	1					1	
71			中木	アキニレ	1.00	A				1		1
72				アジサイ	1.28	A		1			1	2
73				アメリカフヨウ	1.00	A		2				2
74				イロハモミジ	1.00	A				2		2
75				ウメ	2.28	B	1		1			2
76				ウメモドキ	1.56	A	1					1
77				エノキ	1.00	A	1				1	2
78				ガクアジサイ	1.37	A			2		1	3
79				サクラ SP	1.00	A					1	1
80				サルスベリ	1.00	A			1			1
81	シモツケ SP	1.00		A			8			8		
82	ムクゲ	1.00		A	1					1		
83	モクレン	1.00		A		1				1		
84	ヤマグワ	1.00		A				1		1		
85	レンギョウ	1.56		A		9				9		
86	低木	アキニレ	1.11	A				1		1		
87		アジサイ	1.22	A		7		3		10		
88		ムクゲ	1.00	A					1	1		

注1) 高木、中木、低木は「川崎市緑化指針」(令和4年2月 川崎市)に基づく以下の形状寸法により区分した。

高木：樹高3.0m以上、目通周0.18m以上、葉張0.8m以上 中木：樹高1.5m以上3.0m未満、葉張0.3m以上

低木：樹高0.3m以上1.5m未満、葉張0.3m以上

注2) ①ヨネッティー堤根、②元宮二丁目公園、③尻手公園、④上並木公園、⑤日進町中央公園

ウ 植栽土壌

調査は、供用時において緑化地となる地点において行った。

(ア) 試坑土壌調査（地点1及び地点2）

いずれの地点も植栽用土としての物理的特性は適正であるものの、地点2にはコンクリート片等夾雑物が含まれており、植栽土壌としては適した環境ではない可能性が考えられる。

これらを踏まえた各調査地点の土性と適否は表9.7.1-4に示すとおりである。

(イ) 簡易土壌調査（地点3、地点4及び地点5）

各調査地点の土性、適否及び土性区分は表9.7.1-4(1)、(2)に示すとおりである。表層より100cmまでの層位について、地点3は黒褐色の埴壤土（CL）の1層、地点4は砂質壤土（SL）や壤質砂土（LS）、埴壤土（CL）の5層、地点5は暗褐色の壤土（L）の1層となっていた。

表9.7.1-4(1) 調査地点における土性と適否

層位	地点1		地点2		地点3		地点4		地点5					
	土性	適否	土性	適否	土性	適否	土性	適否	土性	適否				
1層目	CL	○	礫土(SCL)	×	CL	○	SL	○	L	○				
	深度(0~60 cm)		深度(0~10 cm)		深度(0~70 cm)		深度(0~20 cm)		深度(0~100 cm)					
2層目	SCL	○	礫土(CL)	×	/	/	CL	○	/	/				
	深度(60~100 cm)		深度(10~50 cm)				CL	○						
3層目	/		土性	適否			土性	適否						
			CL	○			SL	○						
			深度(50~100 cm)				深度(45~55 cm)							
4層目	/		/				土性	適否			土性	適否	土性	適否
							LS	×			LS	×		
5層目	/		/				深度(55~80 cm)				土性	適否	/	
							深度(80~100 cm)				LS	×		

注) 礫含有量が50%以上の場合を礫土とした。

表9.7.1-4(2) 国際土壌学会法に基づく土性区分

粘土含量	土性区分	略記号	粘土 (%)	シルト (%)	砂 (%)
15%以下	砂土	S	0~5	0~15	85~100
	壤質砂土	LS	0~15	0~15	85~95
	砂壤土	SL	0~15	0~15	65~85
	壤土	L	0~15	20~45	40~65
	シルト質壤土	SiL	0~15	45~100	0~55
15~25%	砂質埴壤土	SCl	15~25	0~20	5~85
	埴壤土	CL	15~25	20~45	30~65
	シルト質埴壤土	SiCL	15~25	45~85	0~40
25~45%	砂質埴土	SC	25~45	0~20	55~75
	軽埴土	LiC	25~45	0~45	10~55
	シルト質埴土	SiC	25~45	45~75	0~30
45%以上	重埴土	HC	45~100	0~55	0~55

注) 壤質砂土及び砂壤土は、粗砂及び細砂の含量により次のように細分される。

- ① 壤質粗砂土(LCoS) : 細砂 40%以下、粗砂 45%以上
- ② 壤質細砂土(LFS) : 細砂 40%以上、粗砂 45%以下
- ③ 粗砂壤土(CoSL) : 細砂 40%以下、粗砂 45%以上
- ④ 細砂壤土(FSL) : 細砂 40%以上、粗砂 45%以下

出典: 「土壌の基礎知識1」(農林水産省)

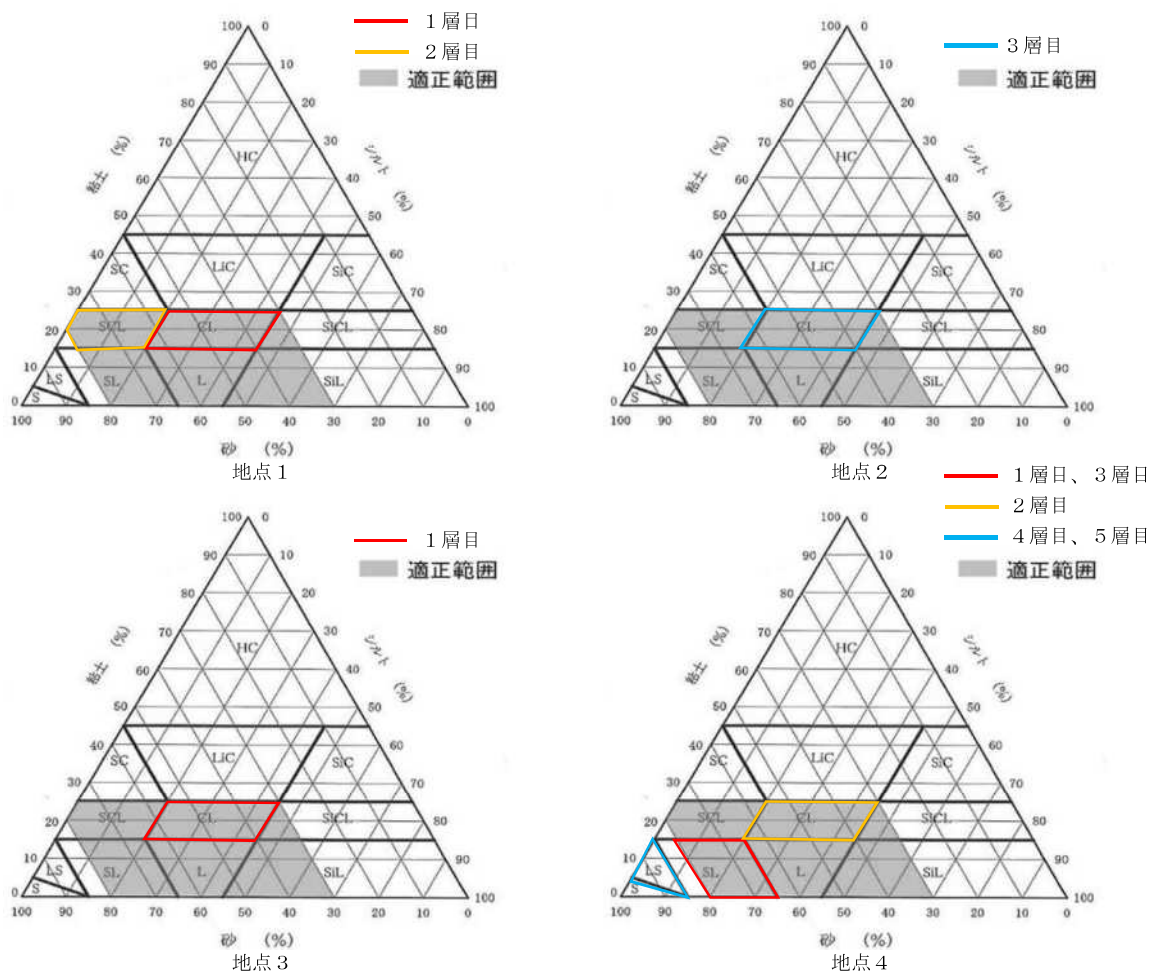
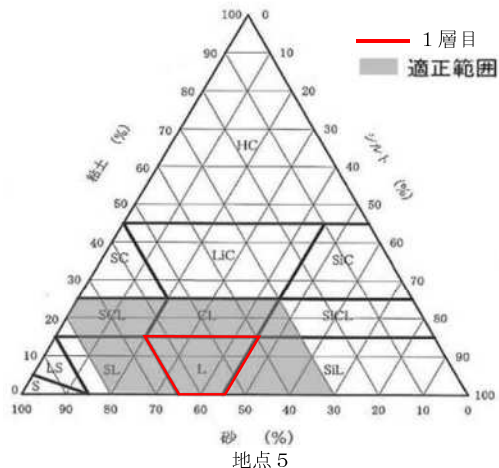


図9.7.1-1(1) 土性の評価結果

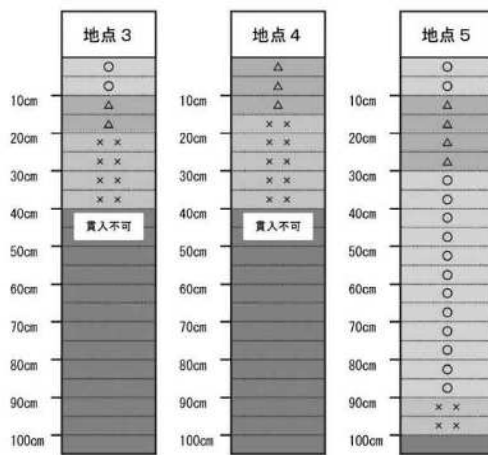


出典：「緑化事業における植栽基盤整備マニュアル」（2000年（社）日本造園学会 学会誌ランドスケープ研究 63（3））

図9.7.1-1(2) 土性の評価結果

(ウ) 土壌硬度調査（長谷川式）（地点3、地点4及び地点5）

土壌硬度調査（長谷川式）の結果は、図9.7.1-2に示すとおりである。地点3では20cm以深、地点4では15cm以深、地点5では90cm以深で固結がみられた。なお、地点3および地点4は、瓦礫等の夾雑物の混入が多いため、土壌の緻密度（硬度）を示す結果ではなく、土中に混入している夾雑物の硬度を反映した結果となっている。



長谷川式土壌貫入試験による硬度判定

やわらか度(S値) (単位：cm/drop)	S値に対応する山中 式指標硬度 (mm)	根の侵入の可否	硬さの 表現	判定
0.7以下	27以上	多くの根が侵入困難	固結	××
0.7～1.0	24～27	根系発達に阻害あり	硬い	×
1.0～1.5	20～24	根系発達に阻害樹種あり	縮まった	△
1.5～4.0	11～20	根系発達に阻害なし	軟らか	○
4.0以上	11以下	〃（低支持力・乾燥）	膨軟すぎ	▲

注) 0.7cm/drop以上、または1.0cm/drop以上が5cm以上連続した場合、固結層（判定××）とみなす。

出典：「緑化事業における植栽基盤整備マニュアル」（(公社)日本造園学会 学会誌ランドスケープ研究 63（3））

図9.7.1-2 土壌硬度判定

(エ) 土壌分析

試坑土壌調査地点（地点 1 及び地点 2）における、土壌分析の調査結果は、表 9.7.1-5 に示すとおりである。

地点 1 の下層土については、pH (H₂O) が基準値よりも高くアルカリ性を示し、地点 2 については、電気伝導度が基準値よりも少なくなっていたが、いずれの地点も土壌の透水性は概ね良好であり、障害性塩類の含有はないものと考えられる。

表9.7.1-5 土壌分析調査結果

分析項目	単位	試料採取位置	結果		基準値 ^{注1)}
			地点 1	地点 2	
土性	-	表層	CL (適否○)	礫土(適否×)	図 9.7.1-1 参照
		下層	SCL(適否○)	CL (適否○)	
pH (H ₂ O)	-	表層	7.7	7.3	4.5~8.0
		下層	8.2	7.9	
電気伝導度 (EC)	dS/m	表層	0.12	0.08	0.1~0.2
		下層	0.12	0.08	
飽和透水試験	m/ s	表層	1.5×10^{-4}	1.2×10^{-4}	10^{-5} 以上
		下層	2.7×10^{-4}	1.4×10^{-5}	

注1) 「緑化事業における植栽基盤整備マニュアル」((公社) 日本造園学会 学会誌ランドスケープ研究63 (3))

注2) は基準値外を示す。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「緑の適切な回復育成を図ること。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

予測項目は、供用時における緑の回復育成に伴う主要な植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量とした。

(ア) 植栽予定樹種の環境適合性

緑化計画で選定した主要な植栽予定樹種の環境適合性は、表 9.7.1-6 に、環境特性（耐陰性）に留意する緑化範囲は図 9.7.1-3 に示すとおりである。

本事業では、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物を呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画としている。

上記計画を踏まえた上で、植栽予定樹種には、計画地およびその周辺の公園で確認され、活力度状態が「良好、正常なもの（活力度評価A）」であった樹種や、「川崎市緑化指針」に示されている樹種、「川崎市および周辺の植生」（1981年 宮脇昭ほか）に示されるイノデータブ群集の潜在自然植生構成種を選定している。

樹木の活力度指数調査によると、23種がA（良好、正常なもの）に該当し、26種が川崎市緑化指針に緑化樹木として記載されている。また、5種が潜在自然植生構成種、2種が代償植生構成種に該当している。

樹種特性については、14種が耐陰性であり、計画施設の北側及び西側の日照に留意する必要があるエリアには耐陰性のある種を植栽する計画である。

このように主要な植栽予定樹種は、川崎市緑化指針の緑化樹種としてあげられているものであるほか、計画地やその周辺で現在良好に育成している種、潜在自然植生構成種であり、地域の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合するものと予測する。

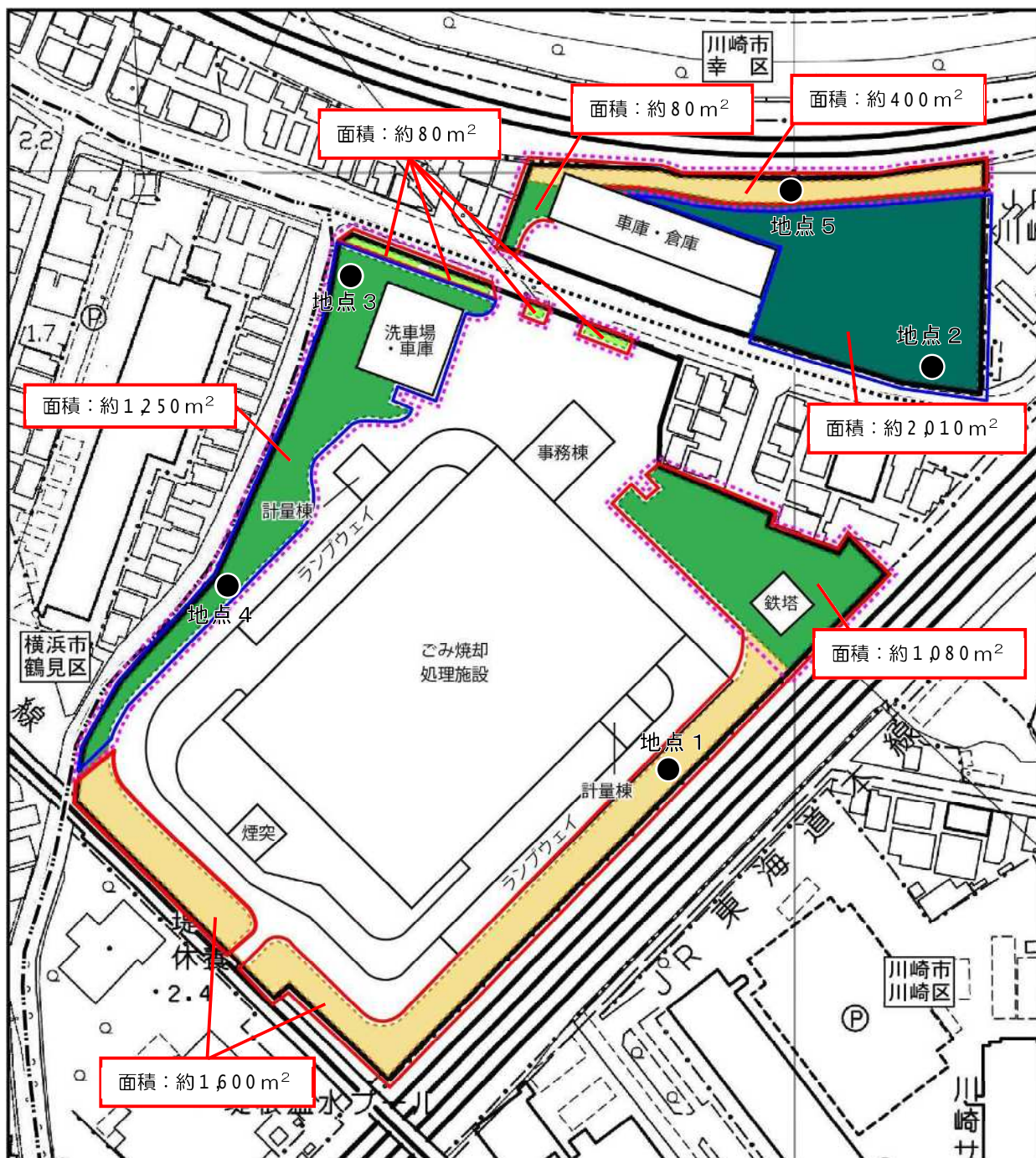
表9.7.1-6 主要な植栽予定樹種の適合性確認表

区分	主要な植栽 予定樹種	地域の適合性				樹種特性 注1)	
		活力度調査結果が Aのもの	川崎市緑化指針 の記載種	潜在自然植生構 成種に該当	代償植生構成種 に該当	耐陰性	
高木	常緑	タブノキ ^{注2)}		○	○		○
		マテバシイ	○	○			
		スダジイ	○	○			
		サンゴジュ	○	○			○
		ヤブニッケイ ^{注2)}		○	○		○
		モチノキ ^{注2)}		○			○
		アラカシ ^{注2) 注3)}		○			
	ヤマモモ	○	○			○	
	落葉	ソメイヨシノ	○	○			
		ヤマグル	○				
		エノキ	○	○		○	
		ハナミズキ	○	○			○
		ムクノキ ^{注2)}		○		○	○
中木	常緑	イヌツゲ	○	○			○
		カナメモチ	○	○			
		ネズミモチ	○	○			○
		キンモクセイ	○	○			
		ツバキ	○	○			
		ヒサカキ ^{注2)}		○			○
	落葉	カエデ	○				
		カキノキ	○	○			
低木	常緑	オオムラサキツツジ	○	○			
		サツキ	○				
		トベラ	○	○			○
		アオキ	○	○	○		
		シャリンバイ	○	○			○
	落葉	アジサイ類	○	○			○
		ドウダンツツジ	○	○			
		ムクゲ	○	○			○
地被類	常緑	イノデ			○		
		オオバジャノヒゲ			○		

注1) 「川崎市緑化指針」(令和4年2月 川崎市)による。

注2) 計画地およびその周辺で確認されていない樹種である。

注3) アラカシは川崎市緑化指針において、事業所等の緑化に適した樹種とされているため、地域の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合するものと判断した。



凡例

- | | |
|-------|---------------------|
| □ 計画地 | ■ 公開空地ゾーン |
| — 市境 | ■ フラットグリーンゾーン |
| ⋯ 区境 | ■ 緩衝帯ゾーン |
| | ■ 都市型森林ゾーン |
| | ⋯ 耐陰性に留意する必要がある緑化範囲 |
| | □ 土壌入替不要エリア |
| | □ 土壌入替必要エリア |
| ● | ● 調査地点 |

この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁囃）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図9.7.1-3 環境特性に留意する緑化範囲

(イ) 植栽基盤の適否

計画地内の土壌の物理的性状としては、いずれの地点も土性は埴壤土（CL）や砂質壤土（SL）等植栽土壌として適正であるが、地点2にはコンクリート塊状物や鉄筋などの夾雑物が多く混入しており、植物根の伸長阻害がある。さらに、土壌量が少ないため保肥力や保水力に乏しく乾燥被害や養分欠乏等の生育障害が発生する可能性が高い。

また、地点3及び地点4については土壌硬度調査（長谷川式）において下層40cmより深い所への貫入不可であった。また、地点4については全層位に渡り夾雑物の混入が多く土壌量が少ないため、保肥力や保水力が乏しい可能性があるほか、下層80cm付近より多雨季には過湿による根腐れ等が、乾燥季には保水力が乏しいため乾燥被害が生じやすいといった植物の生育障害が生じやすい土壌基盤であると考えられる。

なお、地点1については一部コンクリート片等の夾雑物が含まれているものの、これらを取り除くことにより植栽土壌として利用可能であると考えられる。また、地点5については現況のままで植栽土壌として適正である。

これらのことから、地点2、地点3及び地点4は植栽土壌としては適正ではなく、植栽にあたっては土壌を入れ替える必要があると予測する。

(ウ) 植栽基盤の必要土壌量

本事業における緑化地の面積は約6,500m²であり、緑化地の土壌は植栽基盤の観点から土壌の還元化に対応する良質な客土を持ち込んで整備する計画である。

なお、「b 植栽基盤の適否」で示したとおり、地点2が位置する都市型森林ゾーン及び地点3、地点4が位置する緩衝帯ゾーンの一部については土壌を入れ替える必要があることから、必要土壌量は各エリアの面積及び土壌厚により算出する。また、緑化範囲のうち上記ゾーンを除く、公開空地ゾーン、フラットグリーンゾーン、緩衝帯ゾーンの一部においては土壌の入れ替えは不要であり、植栽する樹種の区分及び本数に応じて必要土壌量を算出する。

a 土壌の入れ替えに伴う必要土壌量

都市型森林ゾーン及び緩衝帯ゾーンの一部についてはそれぞれ、高木または低木等を植栽するエリアであり、平均して土壌厚約1mの土壌改良を行う計画であることから、土壌の入れ替えに必要な土壌量は表9.7.1-7に示すとおり、約3,260m³である。

表9.7.1-7 土壌の入れ替えに伴う必要土壌量

調査地点	緑化エリア	面積	必要土壌量
地点2	都市型森林ゾーン	約2,010m ²	約2,010m ³
地点3、地点4	緩衝帯ゾーン	約1,250m ²	約1,250m ³
合計		約3,260m ²	約3,260m ³

注1) 必要土壌量は、面積(m²)×平均土壌厚(1m)により算出した。平均土壌厚(1m)は、「川崎市緑化指針」(令和4年2月 川崎市)及び「道路緑化技術基準・同解説」(平成28年3月 日本道路協会)を参考に設定した。

注2) 端数処理として小数点第1位を四捨五入している。

b 植栽に伴う必要土壌量

緑化エリアのうち、公開空地ゾーン、フラットグリーンゾーン、緩衝帯ゾーンの一部については土壌を入れ替える必要がない。当該エリアの緑化面積は3,240m²であり、必要植栽本数はそれぞれ高木60本、中木520本、低木6,148本であり、地被類は約3,000m²を計画していることから、必要土壌量は、高木、中木、低木は鉢穴容量等をもとに算出し、地被類については、植栽面積に土壌厚さを設定して算出した。植栽に必要な単位土壌の量は表9.7.1-8に示すとおりである。また、本事業における緑化計画及び川崎市緑化指針に基づき、植栽に必要な土壌量は表9.7.1-9に示すとおり約977m³である。

表9.7.1-8 植栽に必要な単位土壌の量

区分	算定方法		算定根拠
高木	鉢穴容量－鉢容量	0.44m ³ －0.11m ³ =0.33m ³ /本	「川崎市緑化指針」 (令和4年2月 川崎市)
中木	鉢穴容量－鉢容量	0.14m ³ －0.028m ³ =0.112m ³ /本	
低木	鉢穴容量－鉢容量	0.09m ³ －0.017m ³ =0.073m ³ /本	
地被類	土壌厚さ	15cm⇒0.15m ³ /m ²	「川崎市緑化指針」 (令和4年2月 川崎市)

表9.7.1-9 植栽に必要な土壌量

区分	植栽本数または面積	単位土壌量	必要土壌量
高木	60本	0.33 m ³ /本	約20m ³
中木	520本	0.112 m ³ /本	約58m ³
低木	6,148本	0.073 m ³ /本	約449m ³
地被類	約3,000m ²	0.15 m ³ /m ²	約450m ³
合計			約977m ³

注1) 必要土壌量は、本数(本)または面積(m²)×表9.7.1-8に示す単位土壌量(m³)により算出した。

注2) 端数処理として小数点第1位を四捨五入している。

イ 環境保全のための措置

本事業では、緑の適切な回復育成を図る観点から、次のような措置を講じる計画である。

- ・現状の地盤を植栽基盤として使用する場合には、粗耕運や施肥等の土壌改良を行う。
- ・樹木の維持管理計画を定め、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。
- ・良質な客土により必要土壌量を上回る量の土壌を確保し、植栽基盤を整備する。

ウ 評価

本事業では、在来種を中心として、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物と呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画とする。これに基づき選定した主要な植栽予定樹種は、地域の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合し、良好な生育を示すものと予測する。

また、いずれの地点も植栽用土としての物理的特性は適正であるものの、地点2、地点3及び地点4においてはコンクリート塊状物や鉄筋などの夾雑物が多く混入しており、植物根の伸長阻害がある。さらに、土壌量が少ないため保肥力や保水力に乏しく乾燥被害や養分欠乏等の生育障害が発生する可能性が高い。これらのことから、都市型森林ゾーン及び緩衝帯ゾーンの一部は植栽土壌としては適正ではなく、植栽にあたっては土壌を入れ替える必要があると予測する。なお、植栽必要土壌量は約4,237m³と予測し、植栽土壌はすべて良質な客土及び人工土壌を用いて、樹木の生育に適した植栽基盤を整備する計画であるため、植栽基盤として適当であると予測する。

なお、現状の地盤を植栽基盤として使用する場合には、粗耕運や施肥等の土壌改良を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。

7.2 緑の量

(1) 現況調査

計画地の区分別の緑度指数は、表9.7.2-1に示すとおりである。また、計画地の平均緑度（L.G）を求めると、1.2となる。

表9.7.2-1 緑度指数

区分	面積（㎡） 〔A〕	緑度指数 〔G〕	A × G
高木植栽 （やや成育が進んだ植生地）	約 2,000	3	6,000
中低木植栽 （貧弱な植生地）	約 1,000	2	2,000
人工構造物 （人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等）	約 23,000	1	23,000
合計	約 26,000	-	31,000

$$\begin{aligned} \text{平均緑度 (L.G)} &= \frac{\Sigma \{(\text{区分別面積 A}) \times (\text{区分緑度指数 G})\}}{\text{計画地面積}} \\ &= \frac{31,000\text{m}^2}{26,000\text{m}^2} \quad \doteq 1.2 \end{aligned}$$

緑度の区分及び指数

指数 (G)	緑度の区分
5	すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値をもつ植生地
4	よく成育した植生地（二次林、植林、竹林）
3	やや成育が進んだ植生地（二次林、伐採跡地、耕地、果樹園）
2	貧弱な植生地
1	人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、周辺地域における緑の現況及び事業計画を踏まえ、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「緑の適切な回復育成を図ること。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

予測項目は、供用時における緑の回復育成に伴う緑被の変化及び全体の緑の構成とした。

(ア) 緑被の変化

本事業の緑化計画による緑被率は約 25.0%であり、川崎市環境影響評価等技術指針に基づく緑被率（25.0%）を満足するものと予測する。

緑化計画において、周辺住宅地等の周辺環境との連続性に配慮することで、これらと一体となり、調和した緑が構成されるものと予測する。

(イ) 全体の緑の構成

緑化計画における緑化地の植栽本数と、川崎市緑化指針に基づく標準植栽本数の予測結果は、表 9.7.2-2 に示すとおりである。

植栽本数は、高木 260 本、中木 520 本、低木 6,240 本であり、高木及び中木の不足分を低木で補うことで、川崎市緑化指針に基づく緑の量的水準を満足するものと予測する。

なお、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組みを進めるため水場や生き物を呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画とする。さらに、計画地はゾーニングによりエリアごとに目的に合わせた構成とし、植栽樹種は可能な限り既存緑地や近隣地で良好に生育している樹種を選定するなど、緑の連続性を考慮することで、周辺環境と調和し、より充実した緑環境を創出するものと予測する。

表9.7.2-2 植栽本数予測結果

区分	緑化計画における植栽本数		川崎市緑化指針による植栽本数		過不足本数 (本)
	A： 緑化地面積 (m ²)	計画 植栽本数 (本)	B： 係数 (本/m ²)	A×B： 植栽本数の 基準 (本)	
高木	約6,500	260	0.08	520	-260 (低木 1,560 本に相当)
中木		520	0.16	1,040	-520 (低木 1,560 本に相当)
低木		6,240	0.48	3,120	3,120

注) 低木の余裕本数 3,120 本を係数の比率に応じて換算し、高木及び中木の不足分とみなすものとする。ただし、植栽本数の基準の半数以上は植栽する。

イ 環境保全のための措置

本事業では、緑の適切な回復育成の観点から、次のような措置を講じる計画である。

- ・住宅地に面する部分等は周辺環境との調和を図るため、在来種を中心とした中高木等を選定することを基本とし、周辺住宅地等との緩衝帯を創出する。
- ・堤根敷地及び柳町敷地で使用する植栽樹種を統一する等緑化地間の連続性や景観上の効果に配慮する。
- ・樹木の維持管理計画を定め、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。

ウ 評価

本事業の緑化計画による緑被率は約25.0%となり、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく緑被率（25.0%）を満足するものと予測する。また、緑化計画における植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足するとともに、植栽樹種は在来種を中心として、既存緑地や近隣地で良好に生育している樹種を選定するなど、緑の連続性を考慮し、周辺環境と調和した緑を創出するものと予測する。

さらに、本事業では、住宅地に面する部分等は周辺環境との調和を図るため、在来種を中心とした中高木等を選定することを基本とし、周辺住宅地等との緩衝帯を創出するなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。

8 景観

8.1 景観

(1) 現況調査

ア 地域景観の特性

計画地は川崎区堤根及び幸区柳町に位置しており、現在は既存の堤根処理センターの建物や煙突が存在している。また、計画地周辺は、主に戸建住宅、中高層の集合住宅や鉄道等となっており、その間に事業所、公園等が点在する。

主要な景観構成要素としては、既存の堤根処理センターや事業所、住宅・集合住宅等のほか、余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根：現在再整備中）やJR東海道本線・JR京浜東北線、JR南武線、JR南武支線等の線路等であり、計画地及びその周辺は人工的景観要素を主体とした市街地景観を呈している。

イ 代表的な眺望地点からの景観

代表的な眺望地点からの景観の状況は、表9.8.1-1及び写9.8.1-1(1)、(2)に示すとおりである。また、調査地点の位置を図9.8.1-1に示す。

表9.8.1-1 代表的な眺望地点からの景観の状況

地点番号	地点名称	視認の有無	状況
地点1	矢向踏切付近	○	JR 東海道本線・JR 京浜東北線の矢向踏切付近からの景観であり、住宅の奥に、既存の堤根処理センターの煙突及び建屋の一部が視認される。
地点2	北西側 T 字路付近	○	市道堤根 2 号線沿いの計画地北西側 T 字路付近からの景観であり、街路樹や既存の堤根処理センターの外扉の奥に建屋及び煙突が視認される。
地点3	尻手公園	○	住宅地の中の公園からの景観であり、戸建住宅・集合住宅の奥に、既存の堤根処理センターの煙突及び建屋の一部が視認される。
地点4	ヨネッティー堤根付近	○	ヨネッティー堤根（現在再整備中）付近からの景観であり、外壁越しにヨネッティー堤根の木々が視認され、木々の上に既存の堤根処理センターの煙突のほか、建屋の一部も僅かに視認される。
地点5	川崎サイトシティ付近	○	住宅地からの景観であり、周辺の建物の奥に、既存の堤根処理センターの建屋及び煙突が視認される。
地点6	川崎福祉センター跡地（川崎市複合福祉センターふくふく）付近	○	川崎市複合福祉センターふくふく付近からの景観である。建物や鉄塔の奥に、既存の堤根処理センターの建屋及び煙突が視認される。
地点7	南武支線高架付近	○	南武支線高架付近の住宅地からの景観であり、周辺の住宅の屋根の上に、既存の堤根処理センターの煙突が視認される。なお、建屋は視認されない。
地点8	川崎中学校付近	○	川崎中学校付近の歩道からの景観であり、周辺の住宅の屋根の上に、既存の堤根処理センターの煙突が視認される。なお、建屋は視認されない。
地点9	川崎駅	○	川崎駅の JR 東海道本線ホームからの景観であり、電車の線路、架線等の奥に、既存の堤根処理センターの建屋及び煙突が視認される。

地点1：矢向踏切付近



地点2：北西側T字路付近



地点3：尻手公園



地点4：ヨネッティー堤根付近



地点5：川崎サイトシティ付近



地点6：川崎福祉センター跡地（川崎市複合福祉センターふくふく）付近



写9.8.1-1(1) 代表的な眺望地点の状況

地点7：南武支線高架付近



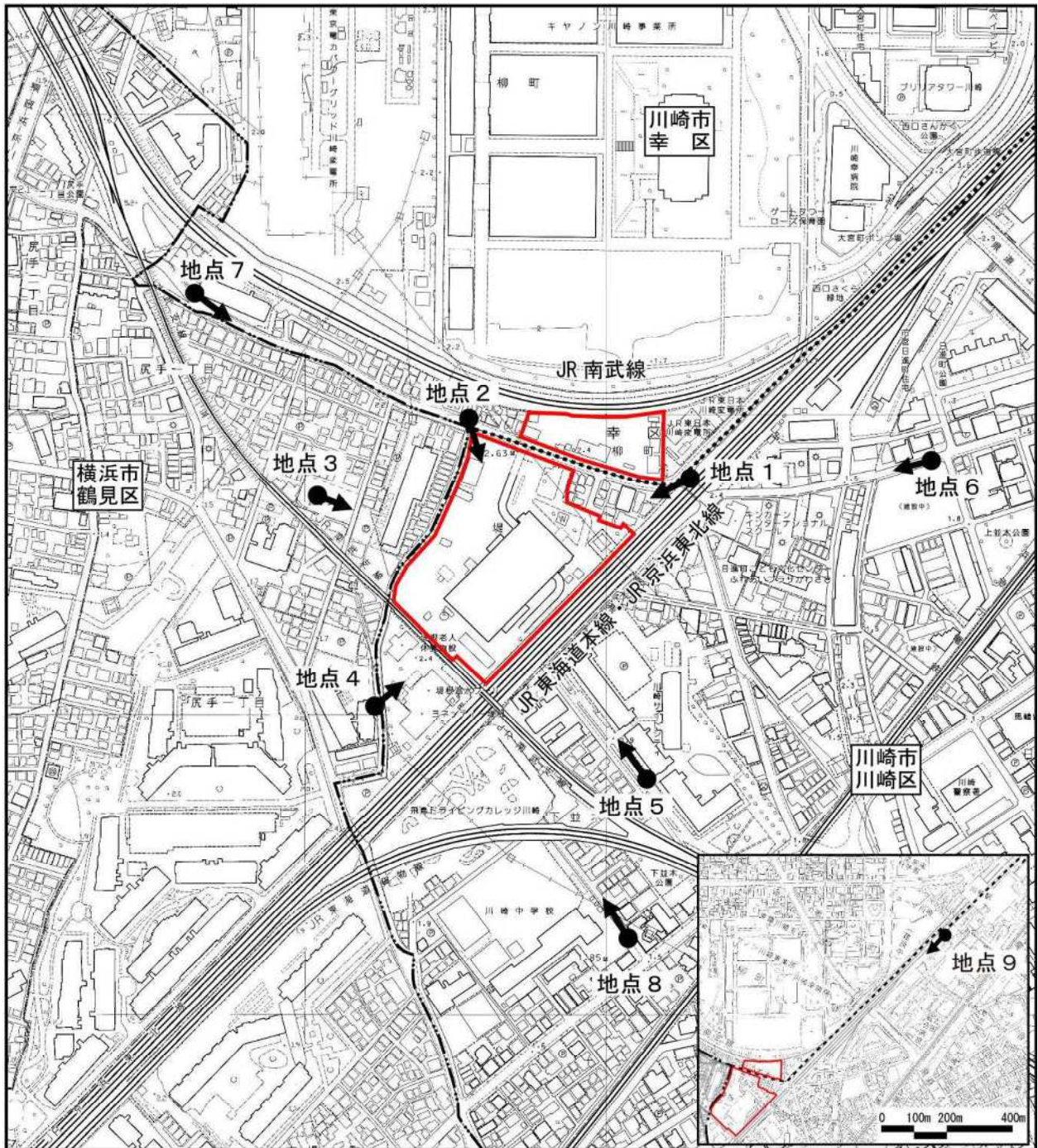
地点8：川崎中学校付近



地点9：川崎駅



写9. 8. 1-1 (2) 代表的な眺望地点の状況



凡例

- 計画地
- · — 市境
- 区境
- ➡ 代表的な眺望地点



1 : 5, 000



この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図9.8.1-1 代表的な眺望地点位置図

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「周辺環境と調和を保つこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

予測項目は、主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度とした。また、予測地域は、計画施設による景観への影響が及ぶと想定される範囲を含む計画地周辺の地域とした。予測地点は、現地調査地点と同様とした。

(ア) 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

計画地には、現在、既存の堤根処理センターの建物や煙突が存在しており、南西側は余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根：現在再整備中）が、東側には JR 東海道本線及び JR 京浜東北線が通っている。また、計画地周辺は、低層から中高層住宅等が存在しているほか、余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根：現在再整備中）や JR 東海道本線・JR 京浜東北線、JR 南武線、JR 南武支線等の線路等であり、計画地及びその周辺は人工的景観要素を主体とした市街地景観を呈している。

計画施設の完成予想図は図 9.8.1-2 に示すとおりである。

本事業は、既存のごみ焼却処理施設を解体し、新しくごみ焼却処理施設を整備するものであり、建物や煙突の配置等も現状と大きく変わらないことから、主要な景観構成要素及び地域景観の特性が大きく変化することはないと予測する。



図9.8.1-2 完成予想図（パース図：計画地北側より臨む）

(イ) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、写 9. 8. 1-2 (1)～(9)の下段写真に示すとおりである。また、変化の程度について概要は以下のとおりである。

a 地点 1 (矢向踏切付近)

電柱や鉄塔、住宅の屋根の奥に、計画施設の煙突及び建屋が視認される。現況と比較して煙突及び建屋が大きく見えるとともに、色彩や形状に変化がみられ、眺望の変化があるものと予測する。

b 地点 2 (北西側 T 字路付近)

計画施設の煙突や建屋、塀が視認される。現況と比較して、煙突及び建屋が大きく見えるとともに、色彩や形状に変化がみられ、眺望の変化があるものと予測する。なお、塀の外側に公開空地を整備する計画であり、新たな緑化空間が創出される。

c 地点 3 (尻手公園)

住宅の屋根の奥に、計画施設の煙突及び建屋の一部が視認されるものの、煙突のデザインを赤白の塗色から、より景観に配慮した色彩とすることにより、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

d 地点 4 (ヨネッティ一堤根付近)

ヨネッティ一堤根の外壁越しに見える木々の奥に計画施設の煙突及び建屋の一部が視認されるものの、煙突のデザインを赤白の塗色から、より景観に配慮した色彩とすることにより、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

e 地点 5 (川崎サイトシティ付近)

住宅地の屋根及び街路樹の奥に、計画施設の煙突及び建屋が視認されるものの、煙突や建物の色彩をより景観に配慮したものとする事で、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

f 地点 6 (川崎福祉センター跡地 (川崎市複合福祉センターふくふく) 付近)

周辺の建物の奥に、計画施設の煙突及び建屋が視認されるものの、煙突や建物の色彩をより景観に配慮したものとする事で、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

g 地点7（南武支線高架付近）

住宅の屋根の奥に、計画施設の煙突が視認されるものの、煙突のデザインをより景観に配慮した色彩とすることで、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

h 地点8（川崎中学校付近）

住宅の屋根の奥に、計画施設の煙突が視認されるものの、煙突のデザインをより景観に配慮した色彩とすることで、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

i 地点9（川崎駅）

JR 東海道本線・JR 京浜東北線・JR 南武線の線路の奥に、計画施設の煙突及び建屋の一部が視認される。現況と比較して、煙突及び建屋が僅かに大きく見えるものの、この地点からの眺望の変化は小さいものと予測する。

【現況】



【将来】



写9.8.1-2(1) 眺望の変化（地点1：矢向踏切付近）

【現況】



【将来】



写9.8.1-2(2) 眺望の変化（地点2：北西側T字路付近）

【現況】



【将来】



写9.8.1-2(3) 眺望の変化（地点3：尻手公園）

【現況】



【将来】

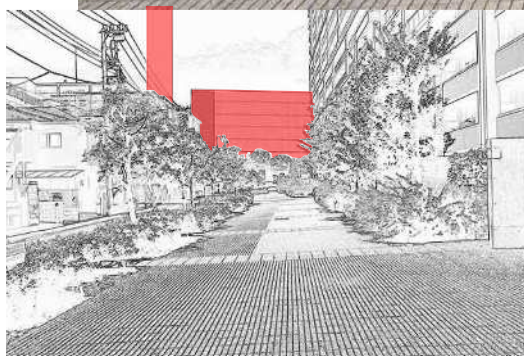


写9.8.1-2(4) 眺望の変化（地点4：ヨネッティー堤根付近）

【現況】



【将来】

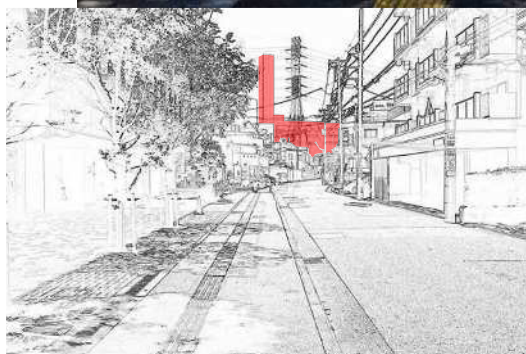


写9.8.1-2(5) 眺望の変化（地点5：川崎サイトシティ付近）

【現況】



【将来】



写9. 8. 1-2(6) 眺望の変化(地点6: 川崎福祉センター跡地(川崎市複合福祉センターふくふく)付近)

【現況】



【将来】



写9.8.1-2(7) 眺望の変化(地点7：南武支線高架付近)

【現況】

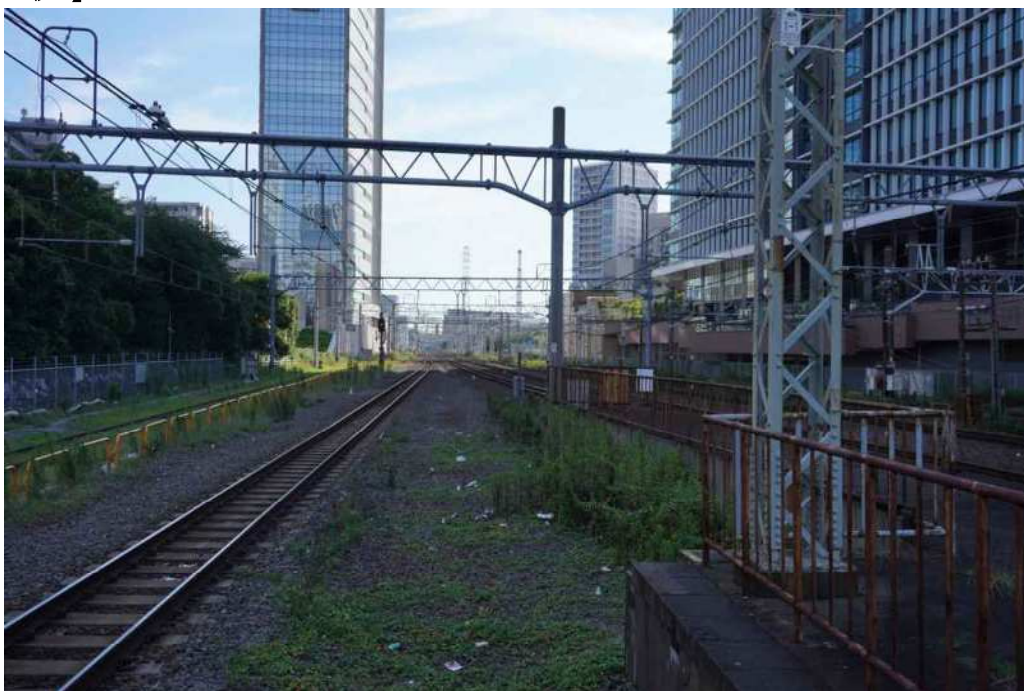


【将来】



写9.8.1-2(8) 眺望の変化(地点8 : 川崎中学校付近)

【現況】



【将来】



写9.8.1-2(9) 眺望の変化(地点9 : 川崎駅)

イ 環境保全のための措置

本事業では、良好な景観形成に寄与するために、次のような措置を講じる計画である。

- ・施設の詳細な計画にあたっては、建物高さをできるだけ低く抑えるように配慮する。
- ・煙突は、現在の赤と白の塗色ではなく、より景観に配慮した色彩とし、建屋の色彩はアースカラーを使用する等周辺景観と調和したデザインとする。
- ・フェンスの外側に公開空地を整備し、新たな緑化空間を創出する。
- ・川崎市景観計画、川崎市公共空間景観形成ガイドライン等に基づき、色彩等の配慮を行う。
- ・大きな壁面を分節化することにより圧迫感を軽減させる。
- ・周辺道路からの視線仰角度内に植栽し、視覚的な高さの緩和を図る。
- ・外構フェンス、門扉、植栽計画等、統一性のあるデザインとする。
- ・外壁および屋上に設備機器を設ける場合、直接外部から見えない構造とする。

ウ 評価

本事業は、既存のごみ焼却処理施設を解体し、新しくごみ焼却処理施設を整備するものであり、建物や煙突の配置等も現状と概ね同様であることから、主要な景観構成要素の改変は生じず、地域景観の特性の変化は少ないものと予測する。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化については、計画地近傍では計画施設の煙突や建屋が視認されるものの、現況でも既存の堤根処理センターの煙突や建物が視認されており、煙突や建物のデザインをより景観に配慮したものとすることで、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、眺望の変化は小さいものと予測する。

さらに、施設の詳細な計画にあたっては、川崎市景観計画、川崎市公共空間景観形成ガイドライン等に基づく配慮を行うなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺環境と調和の保たれた景観となるものと評価する。